

被災地・被災地住民本位の復旧・復興を实践するための「地域委員会」（仮称） の設置を求める提言

2011年（平成23年）4月28日

兵庫県弁護士会

会長 笹野哲郎

第1. 提言の趣旨

政府が、東日本大震災の復旧・復興に関する基本的な法制を制定し、復旧・復興の基本方針を策定等するにあたっては、被災地・被災地住民の多様なニーズを反映し、実現するために、各市町村ごとに（場合によっては、複数の市町村合同で）、被災地住民・被災地産業界の代表、行政職員、研究者及び実務専門家等で構成される、常設の「地域委員会（仮称）」を設置すべきである。

第2. 提言の理由

1. はじめに

政府では、現在「復興基本法」の制定をはじめ、東日本大震災の復旧・復興計画に関する基本方針を策定作業中であると報じられている。当会は、所属会員を東日本被災地へ派遣し、避難所等における法律相談を通じて、被災地域の被害実態及び被災者の訴えに直に触れて、被災地域の実情に応じた多様な復旧・復興対策制度の創設ないし改善が急務であると痛感している。

そこで、政府が策定する復旧・復興計画においては、「人間の復興」を目指すことを基本的視点とし、かつ被災地・被災地住民の自己決定を尊重するため、地方自治体のみならず、被災地住民代表、被災地産業界、実務専門家、研究者等が協働して、被災地・被災地住民本位の復旧・復興を实践し得るシステムの構築を求めて本提言に及んだ。

2. 多様な被害実態と多様なニーズ

東日本大震災の被害実態は各被災地域毎に様相が大きく異なっている。三陸

海岸を襲った大津波被害は、面的な市街地の破壊・流出をもたらしたが、津波浸水想定地点の標識の周辺まで津波が襲来した地域もあれば、宮城県沿岸部等で平坦かつ広大な津波浸水被害地域の広がっている地域もあり、他方で、半島や岬の位置によっては、被害が比較的少なかった地域も中には混在している。内陸部では、地震被害が中心となっている地域があり、さらに、地域の中心的な都市と、旧工業地帯、農漁村地域では、地域に根ざした産業・経済の相違が被害状況に直接的な影響を与えている。過疎・高齢化が進行していた地域の抱える問題も、被害を深刻かつ複雑にしている。

また、福島県原発周辺地域では、自然災害との複合被害もある上、今なお放射能被害が続き深刻さは日々強まっている。

このように、被災地の被害状況は多様であることから、被災地に求められる復旧・復興に向けたニーズも、必然的に被災地域ごとに多様なものとなる。ある地域に求められるニーズは、他の地域には必ずしも当てはまるとは限らない。また、同じ被災地域であっても、被災地住民の意向は、当然のことながら多様なものとなる。

「人間の復興」を目指す以上、こうした一人ひとりのニーズに寄り添うことが重要であり、かつ被災地域の復旧・復興を実現するために、地域毎のニーズをきめ細やかに見極めていくことも重要である。

3. 多様な復旧・復興計画の策定の必要性

以上のとおり、被災地のニーズが多様であることから、復旧・復興計画の在り方も、当然に多様なものが考えられなければならない。

その前提として、まず被害実態を地域毎に、つぶさに調査・把握する必要がある。現地に腰を据えて、専門的調査を尽くし、安全性が確保できる使用可能な土地を峻別し、復興住宅等をどこにどのように造るか、沿岸から離せない漁業施設の復旧・復興は如何に在るべきか等を検討しなければならない。更に原発被災地域では、中長期的な展望を明らかにしない限り先に進めない。

東日本大震災の復旧・復興には、こうした地域の被害実態の多様性と、被災地住民及び被災地産業界等の、具体的なニーズを織り込んだ計画立案が不可欠である。

4. 行政機能への支援の必要性

以上に述べた被災地域ごとの多様なニーズを的確に把握し、復旧・復興を果たすには、市町村等の基礎自治体を中心とする行政の役割が重要である。

ところが、東日本大震災では、被災地の自治体の組織、体制が、壊滅的又は甚大な被害を受け、行政機能が甚しく低下している。

従って、今般の東日本大震災の復旧・復興にあたっては被災地自治体そのものへ支援が不可欠であり、既に自治体間の応援派遣などの支援が行われているものの、被害の甚大さ、広大さゆえに限界があることも否めない。これまでに類のない被害である以上、これまでに例のない大胆な支援方法が必要である。また多様かつ複雑なニーズに即した復旧・復興を果たすには、民間の専門家職能の支援も必要である。

5. 被災地の地域毎に被災地住民代表、実務専門家等で構成される、常設の調査、計画策定、計画の実践・推進にあたる「地域委員会」設置の必要性

以上の対応を実践するためには、被災地域ごとの具体的なニーズを丁寧に拾い上げて整理し、かつ被災地住民や被災地産業界におけるニーズの調整を図り、真に被災地・被災地住民本位の復旧・復興計画を具体的に立案し、かつ実践するための「地域委員会」（名称は問わない）を設置すべきである。

その構成は、行政職員（応援職員を含む）、自然災害・地震・原発の研究者、法律・土地測量調査・登記・鑑定・財政税務・コンサルタント・医療・福祉・教育等の研究者及び実務専門家等、被災地域のニーズに対応した被災地住民代表、被災地産業界の代表者等の官民協働によることとし、構成員は一定期間はこの業務に専従することとする（民間人も公務員に準じた地位として扱う）。また、その設置は、基礎的自治体である市町村単位を原則としつつ、市町村の実情に応じては複数の市町村が共同して設置するのも有効である。

この「地域委員会」においては、政府の全体的構想と整合性、調整を図るとともに、例えば境界の再確定、土地の買取りにおける実測面積の特定や時価評価等、対応を必要とする業務も、直接または間接に所管とすることも有用と考える。

6. まとめ

このような被災地・被災地住民本位の復旧・復興という視点にたつて、政府における復旧・復興計画の策定においては、被災地・被災地住民の多様な意見・を反映させることのできる「地域委員会」（仮称）を市町村ごとに設置する必要がある。

以 上